

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 令和2年度から令和4年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和4年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第199条第14項）、令和2年度及び令和3年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計66件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は64件（97.0%、昨年度は90.9%、一昨年度は88.6%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況					
		3年度	4年度	5年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※	
4年度 指摘・ 改善	定例 監査等	県機関	—	—	50	49	1			
		出資法人等	—	—	11	11				
		小計	—	—	61	60	1			
	重点行政監査 (災害対策資機材等)	—	—	3	3					
	計	—	—	64	(98.4%) 63	(1.6%) 1				
3年度 指摘・ 改善	定例 監査等	県機関	—	67	0					
		出資法人等	—	4	1	1				
	計	—	71	1	(100.0%) 1					
2年度 指摘・ 改善	定例 監査等	県機関	58	1	1		1			
		出資法人等	17	0	0					
	計	75	1	1		(100.0%) 1				
合計				66	(97.0%) 64	(3.0%) 2				

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和5年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和4年度	64件	63件	98.4%
令和3年度	71件	71件	100.0%
令和2年度	75件	74件	98.7%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について（令和4年度定例監査）

- ア 客観的かつ合理的な理由なく随意契約を行っていたものについて、公募型プロポーザルにより受託者を決定することとされた。（農林水産局）
- イ 消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備を記載した特記仕様書の種類や数量が実際と相違しているものについて、仕様書の変更及び変更契約並びに現行設備の確認等が行われた。（土木建築局、警察本部）

(2) 財産管理等の適正化について（令和4年度定例監査）

- ア 財産の貸付料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局）
- イ 備品や借受物品において、備品出納簿の記録が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局、農林水産局、議会事務局）

(3) フロン類の法定点検について（令和4年度定例監査）

- ア フロン類の使用機器において、法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局、商工労働局、教育委員会事務局）

(4) 行政文書の適正管理等について（令和4年度定例監査）

- ア 起案文書の作成において、文書管理システムによらずに決裁していたものについて、広島県文書等管理規程等に基づき文書管理システムを使用し、事務の効率化・高度化が図られた。（農林水産局、土木建築局）

(5) 災害対策資機材等の調達及び管理状況について（令和4年度重点行政監査）

- ア 地域防災計画附属資料に掲げる防災関係資機材について、棚卸確認後に整理した実数量・規格を記載することとされた。（危機管理監）
- イ 水防計画で定める、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための管内水防管理団体の輸送経路図を含めた輸送計画が作成された。また、老朽化し破損した水防倉庫について、撤去又は修繕の方針が整理された。（土木建築局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

固定資産の実地調査について（令和4年度定例監査）

- ア 貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるため、計画に沿った実地調査を着実に継続的に行い、固定資産の正確性の確保に努める必要がある。（県立広島病院）